

市営住宅入居者募集

申込のしおり

尾道市建設部まちづくり推進課
住宅政策係
尾道市久保一丁目15番1号

令和7年2月作成

申込についてのお問い合わせ先

【尾道市営住宅指定管理者】

堀田・誠和共同企業体

市営住宅管理センター

〒722-0014

尾道市新浜一丁目14-11

Tel (0848) 21-1266

市営住宅の募集は、①新築住宅への新規入居者を定めるためのものと、②転居等の理由で空家になった場合にその住宅への入居者を定めるためのものとがあります。

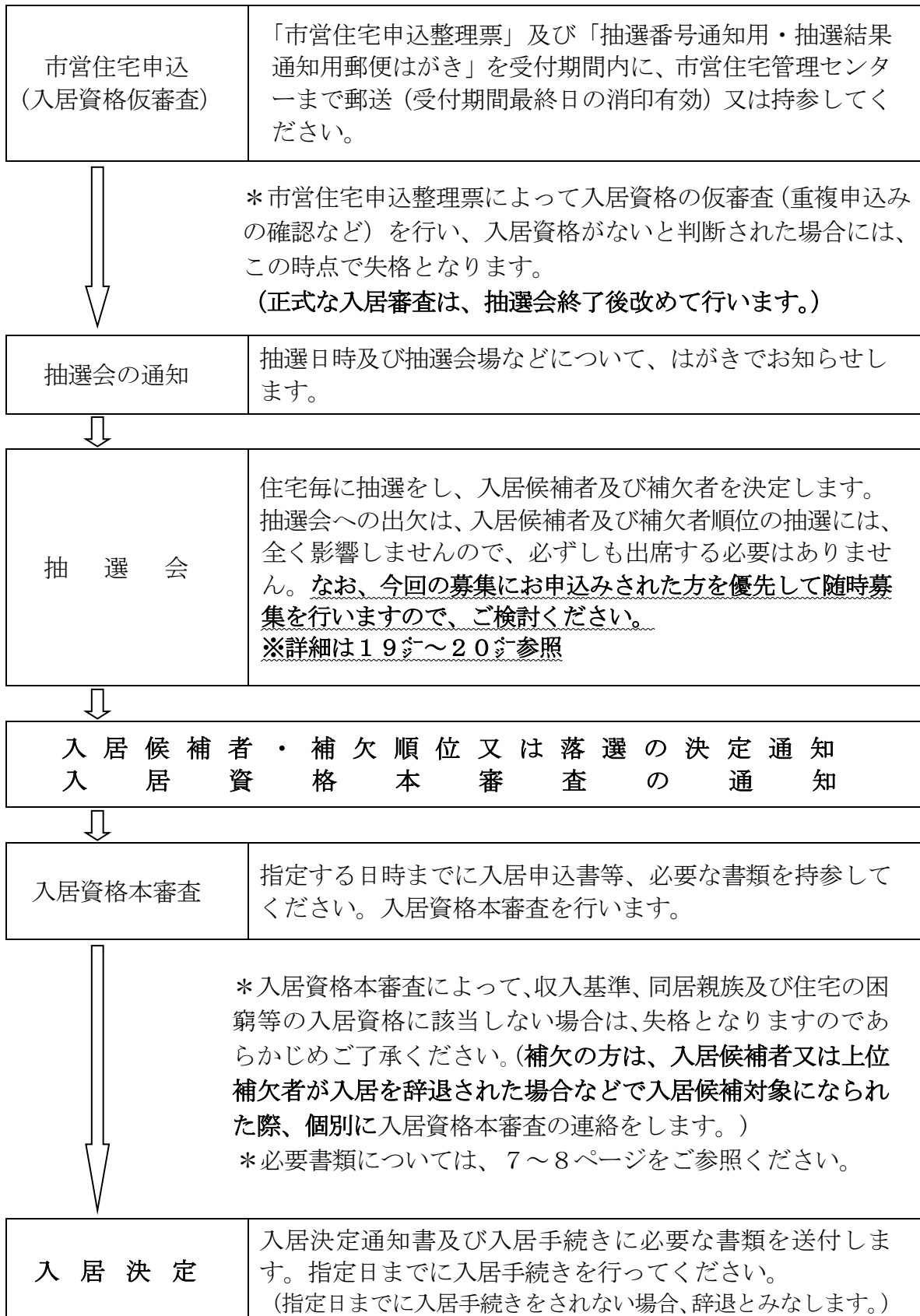
市営住宅の申込みをされる場合には、収入基準をはじめ、いろいろな資格要件がありますので、この“申込のしおり”を最後までよく読んでお申込みください。

なお、募集する住宅名、受付日時などについては、別紙「市営住宅入居者募集案内」をご覧ください。

注意：作成日以降、法令・条例・規則の改正又は都合により、内容が変更されることがあります。

1. 申込から入居まで

◆ 定期募集 (年3回、おおむね2月、6月、10月に行います。)



3. 申 込 資 格

市営住宅に申し込まれる方は、①～⑤のすべての条件を満たしていることが必要です。

(一般世帯)

- ① 現に同居し、又は同居しようとする親族がある方
 - ・ 夫婦（婚約及び内縁関係にある方を含みます。）、又は親子を主体とした家族であること。
 - ・ 家族を不自然に分割したり、統合したりして申し込むことはできません。（夫婦の分割は原則として認めません。）※特別な事情がある場合はご相談ください。
- ② 市町村税等の滞納がない方
 - ・ 納税証明書で確認します。
 - ・ 尾道市営住宅に係る未納の家賃等がないこと。
- ③ 現在、住宅に困っていることが明らかな方
 - ・ 公営、公団・公社の住宅の使用名義人や、持家のある方は原則として申込みできません。※特別な事情がある場合はご相談ください。
- ④ 申込者又は同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- ⑤-1 一般公営住宅の場合
世帯の収入が158,000円（改良住宅の場合は、114,000円）以下の方
☆裁量階層における入居資格の収入基準の引き上げ（特定公共賃貸住宅には適用されません。）
次ページの表に掲げる世帯（これらの世帯は、一般世帯との混同を避けるため「裁量階層」と呼ばれています。）については、特に居住の安定を図る必要があると考えられるため、入居収入基準が一般世帯より高い214,000円、子育て世帯・若年世帯は259,000円（改良住宅の場合は、139,000円、子育て世帯・若年世帯は158,000円）以下となります。
- ⑤-2 特定公共賃貸住宅の場合
世帯の収入が158,000円以上、487,000円以下の方

*この月収は、14～15ページの月収額の計算方法により算出した公営住宅法施行令に定める収入金額で、一般に言われる「月々いくら」とか「手取り」などとは異なります。

裁量階層の区分表

該当世帯区分	該当要件	一般公営住宅 (収入上限)	改良住宅 (収入上限)
心身障害者 世帯	<ul style="list-style-type: none"> 入居者又は同居者に、身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が 1～4 級の方がいる世帯 入居者又は同居者に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 1 級又は 2 級の精神障害者の方がいる世帯又は同程度と認められる知的障害者の方（最重度㊸、重度 A、中度㊹）がいる世帯 	214,000 円	139,000 円
高齢者世帯	入居者が 60 歳以上の方で、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上の方（単身で 60 歳以上の方も該当します。）	214,000 円	139,000 円
戦傷病者世帯	入居者又は同居者に戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症から第 6 項症の方又は第 1 款症の方がいる世帯	214,000 円	139,000 円
原子爆弾 被爆者世帯	入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により国の認定を受けている方がいる世帯	214,000 円	139,000 円
引揚者世帯	入居者又は同居者に、海外から引き揚げて 5 年経過していない方がいる世帯	214,000 円	139,000 円
ハンセン病療養所 入所者世帯	入居者又は同居者に、ハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯	214,000 円	139,000 円
子育て世帯	18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子と同居している世帯	259,000 円	158,000 円
若年世帯	入居者及び配偶者で構成される世帯でいずれかが 40 歳未満の世帯	259,000 円	158,000 円

(単身世帯)

① 単身者で申込みができる方

単身者で申込みができる方は、4ページ(一般世帯)の資格の①を除いた各項に当てはまる方で、戸籍上の配偶者がいない方です。さらに下表のいずれかの入居資格に当てはまる必要があります。(御調町、因島各町及び瀬戸田町の住宅への単身入居については以下の入居資格に該当する必要はありません。)

	入 居 資 格	提出する書類
① 高齢者	60歳以上の方	
② 心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の方 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級～3級の精神障害者の方又は同程度と認められる知的障害者の方 	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳
③ 戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が恩給法の特別項症～第6項症の方又は第1款症の方	戦傷病者手帳
④ 原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受けている方	医療特別手当証書 特別手当証書
⑤ 生活保護受給者	現在生活保護を受けている方	生活保護受給証明書
⑥ 引揚者	海外から引き揚げて5年を経過してない方	永住帰国者証明書
⑦ ハンセン病療養所入所者	ハンセン病療養所に入所していた方	ハンセン病療養所入所証明書
⑧DV被害者世帯	20ページ参照	裁判所の保護命令書 女性相談支援センター等の証明書
⑨ホームレス世帯	20ページ参照	自立支援センター等の入所証明書

ただし、同居親族がありながら、不自然に親族と別居し単身で申し込むことはできません。日常生活において、常時介護を必要とされる方でも、必要な介護体制が整い、日常生活に支障がない方は、申込みができます。なお、入居資格審査のときに、居住支援の状況等を確認する場合があります。

② 単身入居できる住宅の規格

居室が2部屋又は住戸専用面積が55平方メートル未満の住宅です。(ただし、御調町及び因島各町の公営住宅は除く。)

入居可能な住宅は、別紙「市営住宅入居者募集案内」をご覧ください。

4. 必要書類

申込整理票受付時に必要な書類

- ① 市営住宅申込整理票（10ページの記入例を参照ください。）
- ② 抽選番号通知用はがき及び抽選結果通知用はがき

入居資格本審査に必要な書類

* 「入居資格本審査に必要な書類」は、入居資格本審査において提出していただく書類となりますので、「市営住宅申込整理票」提出の際には必要ありません。

◆ どなたも必要な書類

- ③ 市営住宅入居申込書（市営住宅管理センターにあります。）
- ④ 申込者と同居家族全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（本籍省略可）
ただし、尾道市に住民登録がある方は不要です。
- ⑤ 申込者と同居家族全員（中学生以下は除く。）の令和6年度市・県民税所得課税証明書（控除等記載された所得証明書）令和6年1月1日に住所のある市町村で発行します。ただし、令和6年1月1日に尾道市に住所がある方は不要です。（無申告者は除く。）
- ⑥ 収入を証明する書類（9ページの収入証明書の取り方をご覧ください。）
- ⑦ 納税証明書（市町村税の滞納のない証明。同居家族を含む。）
- ⑧ マイナンバー（個人番号）を確認できる書類（ア～ウのいずれか）
ア：申込者と同居家族全員のマイナンバーカードの写し
イ：申込者と同居家族全員の通知カードの写し及び申込者の本人確認ができる書類の写し（運転免許証等。写真付きの証明でない場合は、2種類※提出が必要です。 ※年金証書、児童扶養手当証書等）
ウ：申込者と同居家族全員のマイナンバーが記載された住民票及び申込者の本人確認ができるもの

◆ 申込者の家族の状況によって必要な書類

婚約中の方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婚約証明書 ・ 婚約者が退職している人は、退職証明書・離職票・雇用保険受給資格者証のうちいずれかひとつ ・ 婚約者が退職を予定している方は、会社の退職予定証明書（入居までに会社の退職証明書を提出する必要があります。）
単身者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本（ただし、遺族年金・遺族扶助料金等の受給者にはこれらの証書により、戸籍謄本に代えることができます。） ・ 自活状況申立書
申込者及び同居家族の親族関係が住民票で確認できない方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍謄本・児童扶養手当証書・ひとり親家族等医療費の受給者証など、その他ひとり親世帯であることを確認できる書類をいずれかひとつ
心身障害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦傷病者手帳・身体障害者手帳・療育手帳・または精神障害者保健福祉手帳のいずれか
原爆被害者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療特別手当証書・特別手当証書・健康管理手当証書のいずれか
引揚者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永住帰国者証明書（中国残留邦人等の帰国者）
炭鉱離職者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炭鉱離職者手帳等
ハンセン病療養所入居者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハンセン病療養所入所証明書
災害により家屋が滅失した方及び都市計画等により立ち退きを要求されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害証明書等それを証明する書類
DV 被害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 裁判所の保護命令書 ・ 女性相談支援センター等の証明書
犯罪被害者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事件の処理状況を確認することについての同意書又は交通事故証明書
ホームレス世帯	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームレス自立支援センター等の自立支援施設の入所証明書
雇用促進住宅入居者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在雇用促進住宅に入居している事が分かる書類（入居の証明書）
シックハウス症候群患者	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンルーム又は専門外来を設置している医療機関のシックハウス症候群について知見を有する医師により作成されたシックハウス症候群に関する診断書

5. 収入証明書の取り方

区分	就業・事業の状況	証明を要する期間	証明書等の書類
給与所得者	現在の勤務先へ令和6年1月1日以前から就業されている方	令和6年1月から令和6年12月まで	令和6年分給与所得の源泉徴収票(本人交付用)
	現在の勤務先へ令和6年1月2日以降に就業されている方	最新の給与から遡って12か月分 それに満たない場合は見込み額を含めた12か月分	給与支給明細書に勤務先にて証明をしてもらってください。 見込み額は雇用条件に基づき支払予定額を証明してもらってください。 (用紙は市営住宅管理センターにあります。)
事業所得者	現在の事業を令和6年1月1日以前から開始している方	令和6年1月から令和6年12月まで	税務署提出の確定申告書の控え 又は収支明細書 ただし1月1日～3月17日までの申込みの場合は、前年の収支明細書でも可能です。 なお、入居時まで確定申告書の控えの提出が必要です。 (用紙は市営住宅管理センターにあります。)
	現在の事業を令和6年1月2日以降から開始している方	事業を開始して1年以上の方は、受付日の前月までの1年間、1年未満の方は申込受付日の前月まで	
年金受給者	年金の他に上記の収入がある場合は、それに該当する全ての証明	最新のもの	年金証書、恩給証書、源泉徴収票、最新の年金改定通知書、年金支払通知書(はがき)など ※給与所得等がある場合は、上記の証明書類が必要です。
収入が無い方	現在失業中の方は、いずれかの書類 ・雇用保険受給資格者証、離職票 ・その他、失業の証明となるもの(会社の退職証明書等) ・生活保護を受給している方は、生活保護受給証明書		
その他	次のものは収入として扱いません 生活保護の扶助料、各種の原爆手当、雇用保険金、労災保険金、休業補償、遺族年金、退職金、障害年金、障害福祉年金、老齢福祉年金、譲渡所得、仕送り、給与所得者の一定額までの通勤手当など		

6. 市営住宅申込整理票の記入例

市営住宅申込整理票

申込者の方が、申込み資格があることを確認の上、チェックしてください。

申込要件の確認

「申込のしおり」を参照の上、申込者がチェック☑し、必要事項を記入してください。

- 同居親族がいる（単身申込みの方はチェックしないでください）
- 単身の申込基準に該当している（単身申込みの方のみチェックしてください）
- 世帯の収入が基準内である
- 市町村税、市営住宅家賃・駐車場使用料に滞納がない
- 住宅に困窮している
- 申込者及び同居親族は暴力団員でない
- 申込者及び同居親族のマイナンバーを確認できる書類がある
- 入居資格について関係部署に照会することに同意する

当選確率に影響する大切な項目ですので、該当される項目に☑してください。

該当する項目を☑してください。 (選考特組)	<input type="checkbox"/> ①ひとり親	<input type="checkbox"/> ⑤多子世帯	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨引揚者	<input type="checkbox"/> ⑬犯罪被害者
	<input type="checkbox"/> ②高齢者	<input type="checkbox"/> ⑥若年世帯	<input type="checkbox"/> ⑩炭鉱離職者	<input type="checkbox"/> ⑭ホームレス
	<input type="checkbox"/> ③心身障害者	<input type="checkbox"/> ⑦原爆被爆者	<input type="checkbox"/> ⑪ハンセン病	<input type="checkbox"/> ⑮雇用促進
	<input type="checkbox"/> ④子育て世帯	<input type="checkbox"/> ⑧中国残留邦人等	<input type="checkbox"/> ⑫DV被害者	<input type="checkbox"/> ⑯シビックハウス症候群患者

※選考特組に該当する方は、要件が1つの場合は当選確率が2倍、要件が2つ以上の場合には当選確率が3倍となるように抽選しますので、必ず該当項目全てに☑してください。なお、要件が2つ以上該当される場合でも同様です。

- (例) ☑④子育て世帯 1つのみ該当⇒当選確率2倍
 ☑④子育て世帯 ☑⑤多子世帯 2つ該当⇒当選確率3倍
 ☑②高齢者 ☑③心身障害者 2つ該当⇒当選確率3倍

募集住宅より1戸を選び、必ず記入してください。

選考特組に該当するかどうかは、入居者募集申込のしおり19～20ページを参照してください。

確実に郵便が届く「住所」「氏名」を記入してください。

申込住宅	住宅名		号室
	住宅	棟	号室
申込者	ふりがな	氏名	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅 <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 公団・公社 <input type="checkbox"/> 間借り <input type="checkbox"/> 持家 (家の名義) <input type="checkbox"/> その他 ()
	生年月日	年 月 日 (歳)	
同居	住所	電話 () -	該当する住宅区分に☑をしてください。
	ふりがな	氏名	
予定者	生年月日	年 月 日 (歳)	生年月日
	申込者からみた続柄		申込者からみた続柄
者	ふりがな	氏名	
	生年月日	年 月 日 (歳)	生年月日
	申込者からみた続柄		申込者からみた続柄

記入漏れがないことを確認しました。記入内容に相違ありません。

※選考特組については、19～20ページを参照ください。

7. 市営住宅に申込みできる収入基準

市営住宅への申込みには、あなたの収入が一定基準内であることが必要です。
次の方法により、あなたの収入が一定基準内かどうかを確かめてください。

(1) 「月割所得額」の計算方法

- ① 申込者全員の年間総所得金額を対象とします。
- ② 各々の年間総所得金額から各種控除額を差し引いたものを合算します。
- ③ 合算した金額から一般控除額及び特別控除額を差し引いたものを、
12（か月）で割り、月割所得額を算出します。（14～15ページ参照）

〈算式〉

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \textcircled{1} & \textcircled{2} & \textcircled{3} & \textcircled{4} \\ \hline \begin{array}{|c|} \hline \text{年間総} \\ \text{所得金額} \\ \hline \end{array} & - & \begin{array}{|c|} \hline \text{給与所得者控除} \\ \text{年金所得者控除} \\ \hline \end{array} & - & \begin{array}{|c|} \hline \text{一般} \\ \text{控除} \\ \hline \end{array} & + & \begin{array}{|c|} \hline \text{特別控除} \\ \hline \end{array} & \div 12 = & \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の月割所得額} \\ \text{小数点以下は切捨て} \\ \hline \end{array} \\ \hline \end{array}$$



この金額を下の表に
当てはめてください。

【一般公営住宅 申込み資格の有無】

月額所得	一般世帯	裁量階層世帯 (子育て世帯・若年世帯除く)	子育て世帯 若年世帯
259,000円を超える	×	×	×
259,000円以下	×	×	○
214,000円以下	×	○	○
158,000円以下	○	○	○

*一般世帯と裁量階層世帯については4～5ページの説明を参照ください。

【改良住宅 申込み資格の有無】

月額所得	一般世帯	裁量階層世帯 (子育て世帯・若年世帯除く)	子育て世帯 若年世帯
158,000円を超える	×	×	×
158,000円以下	×	×	○
139,000円以下	×	○	○
114,000円以下	○	○	○

*一般世帯と裁量階層世帯については4～5ページの説明を参照ください。

【特定公共賃貸住宅 申込み資格の有無】

月額所得	一般世帯のみ
487,000円を超える	×
158,000円以上 487,000円以下	○

表1 公営住宅 収入基準の年収早見表

政令 月収額	申込みができる年間総収入金額 (円)					
	申込み家族数 (申込者を含む)					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000	2,968,000	3,512,000	3,996,000	4,472,000	4,948,000	5,424,000
以下	未 満	未 満	未 満	未 満	未 満	未 満

● 表2では、公営住宅で次の2つの事項に該当する場合に限り、申込みができるかどうか判定できます。

- ①事業所得者
- ②特別控除がない (16ページの表4参照)

上記の事項に該当する方は、年間総所得金額を申込み家族数に応じ以下の表2に当てはめてください。

表2 公営住宅 収入基準の年間所得早見表

政令 月収額	申込みができる年間総所得金額 (円)					
	申込み家族数 (申込者を含む)					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011
以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下

● 表3では、特定公共賃貸住宅で次の2つの事項に該当する場合に限り、申込みができるかどうか判定できます。

- ①事業所得者
- ②特別控除がない (16ページの表4参照)

上記の事項に該当する方は、年間総所得金額を申込み家族数に応じ以下の表3に当てはめてください。

表3 特定公共賃貸住宅 収入基準の年間所得早見表

政令 月収額	申込みができる年間総所得金額 (円)					
	申込み家族数 (申込者を含む)					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
158,000	1,896,011	2,276,011	2,656,011	3,036,011	3,416,011	3,796,011
～	～	～	～	～	～	～
487,000	5,844,011	6,224,011	6,604,011	6,984,011	7,364,011	7,744,011

(5) 収入計算の流れ

収入計算の順序（全体の流れ）

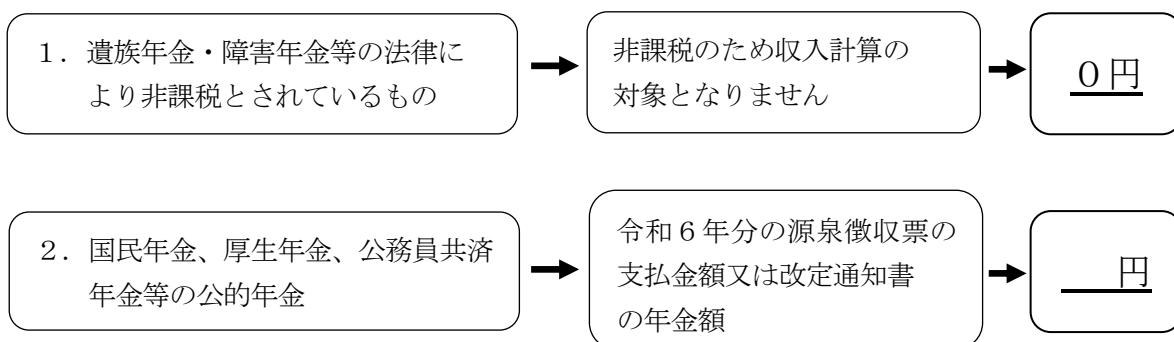
次の順序にしたがって計算すると、⑥で世帯の月収額が算出されます。

計算にあたっては、まず、収入の種類が1～6のどれにあてはまるかを確認の上、→（矢印）に沿って、具体的に数字をあてはめながら計算してください。

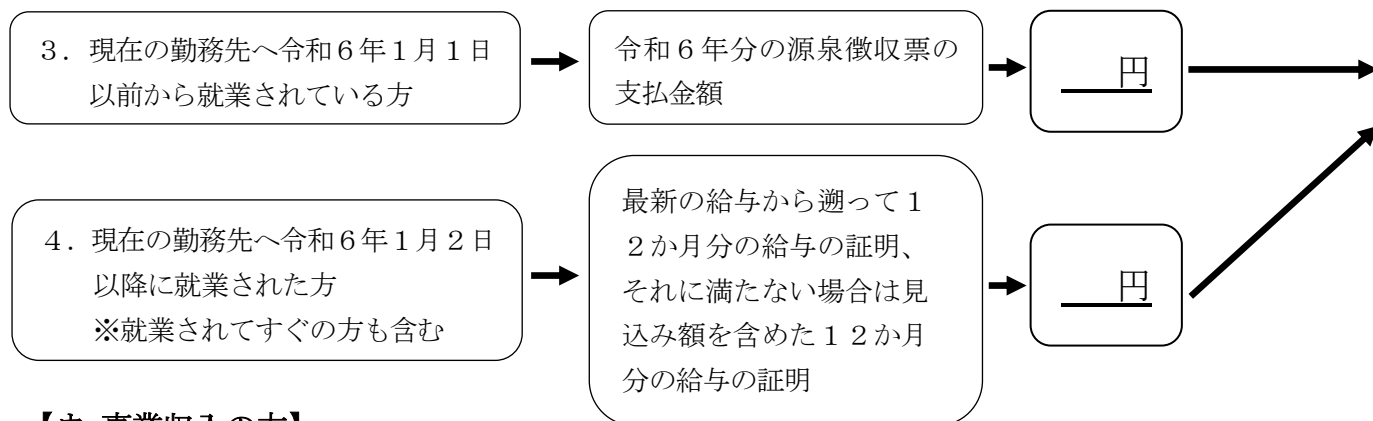
手順

- ① 収入の種類が1～6のどれにあてはまるかを確認します。
- ② 必要な収入証明をそろえます。
- ③ 年収、又は推定年収を出します。

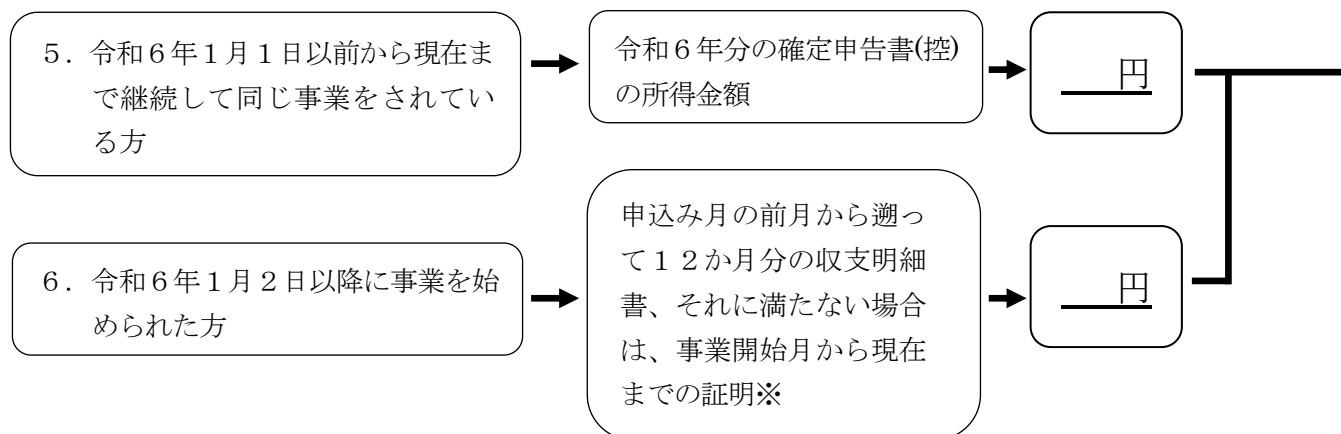
【ア. 年金収入の方】



【イ. 給与収入の方】



【ウ. 事業収入の方】



※対象期間の売上・経費等の資料が必要となります。

④ 3～4は端数整理します。

⑤ 2～4は年収から次の式（ア・イ）により所得額を計算します。

給与収入と年金収入の双方を有する（合計額10万円を超える）総所得額を計算する場合、所得金額調整控除額を給与所得から控除します。

（給与所得控除後の給与等の金額※ + 公的年金等に係る所得等の金額※） - 10万円 = 所得金額調整控除額

※10万円超の場合は10万円

ア 年金収入者の場合

年齢	年間収入金額	所得の計算式
65歳以上の方	1,100,000円以下	0円とします。
	1,100,001円以上 3,300,000円未満	年金総額 [] 円 - 1,100,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金総額 [] 円 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金総額 [] 円 × 0.85 - 685,000円
65歳未満の方	600,000円以下	0円とします。
	600,001円以上 1,300,000円未満	年金総額 [] 円 - 600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年金総額 [] 円 × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	年金総額 [] 円 × 0.85 - 685,000円

イ 給与収入者の場合

年間収入金額	所得の計算式
551,000円未満	0円とします。
551,000円以上 1,619,000円未満	総収入の金額 [] 円 - 550,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円とします。
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円とします。
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円とします。
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円とします。
1,628,000円以上 1,800,000円未満	↓4,000円階差後の総収入の金額 [] 円 × 0.6 + 100,000円
1,800,000円以上 3,600,000円未満	↓4,000円階差後の総収入の金額 [] 円 × 0.7 - 80,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	↓4,000円階差後の総収入の金額 [] 円 × 0.8 - 440,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	↓総収入の金額 [] 円 × 0.9 - 1,100,000円

年間総収入額を次のとおり端数整理してください。

a. 1,628,000円未満は端数整理しません

[] 円

b. 1,628,000円以上

6,600,000円未満 小数点以下切捨て

左で出した年収 ÷ 4,000円 = []

[] × 4,000 = [] 円

例.

2,979,369 ÷ 4,000 円 = 744.8422

744 × 4,000 = 2,976,000 円

c. 6,600,000円以上は端数整理しません

[] 円

⑥ 世帯の所得金額から控除額を引いて12（か月）で割り、世帯の月額を算出します。この額により申込できるかどうか決まります。

世帯の年間総所得金額 [] 円	-	給与・年金控除 ア又はイの場合 1人につき10万円 (注1) ア+イの場合 1人につき10万円 (注2)	-	一般控除 38万円 × 同居者数 又は 扶養親族数	+	特別控除* 障害者 特別障害者 特定扶養親族 老人扶養親族 老人控除対象配偶者 ひとり親 寡婦 ×対象者数	÷12=	世帯の収入額 [] 円 ここで算出した金額 によって入居資格 の判定をします。
---------------------	---	--	---	--	---	---	------	--

(注1) 10万円に満たない場合は、当該合計金額

(注2) それぞれ10万円に満たない場合は、当該合計金額

(注3) 事業所得の方は給与・年金控除はありません。

※詳しくは16ページの表4 各種控除一覧をご覧ください。

(6) 年間総所得金額から差し引く各種控除

表4 各種控除一覧

区分	控除名	控除対象者	控除額
一般控除	同居者控除	申込家族の内、申込者以外の方	1人につき 38万円
	別居の扶養親族控除	同居親族以外の方で、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	
特別控除	ひとり親控除	合計所得金額(*)が500万円以下のうち、婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている 総所得金額等(*)が48万円以下の子を有する単身者の方 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外とします。	1人につき 35万円 (35万円以下の場合、その額)
	寡婦控除	合計所得金額(*)が500万円以下のうち、次のいずれかに当てはまる方 ①夫と離婚した後婚姻していない方のうち、扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻していない方、又は夫の生死が明らかでない方 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外とします。	1人につき 27万円 (27万円以下の場合、その額)
	障害者控除 (特別障害者控除)	入居者又は一般控除対象者の中で心身障害者があり、手帳などを交付されている方 (・特別障害者控除 身障者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第3項症、療育手帳④A、精神障害者福祉手帳1級等)	1人につき 27万円 (1人につき40万円)
	老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者のうち、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	老人扶養親族控除	所得税法の扶養親族で、年齢70歳以上の方	1人につき 10万円
	特定扶養親族控除	所得税法の扶養親族で、年齢16歳以上23歳未満の方(配偶者を除く)	1人につき 25万円
	給与・年金控除	給与所得者控除 又は 公的年金等所得者控除	入居者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する方 ※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円未満である場合には、当該合計額

「総所得金額等」及び「合計所得金額」は、所得税法の取扱いに従います。

8. 応募される方へのご注意

★ 住宅について

- ① 空家住宅は、生活上支障のないように補修してありますが、壁・天井・台所板間などに多少の汚れが残っている場合がありますので、ご了承ください。
- ② 浴室には、浴槽とボイラーは原則設置しておりません。設置費用と退去時の撤去費用は入居者負担です。（一部の住宅には浴槽・ボイラー・給湯器を市が設置しています。）
- ③ 住宅団地によっては、敷地の形状等のために、自動車の保管場所がない場合があります。また、駐車場使用料は原則有料ですが、一部の住宅で無料となっています。なお、御調町、瀬戸田町の住宅では、1台目の駐車は無料、2台目の駐車から有料になります。
- ④ 犬・猫・鳥などの動物を飼うことはできません。
- ⑤ 住宅の家賃は、入居世帯の収入額及び住宅の広さ・立地・古さなどによって毎年度変わります。（入居後は毎年、世帯全員の収入状況を申告しなければなりません。）
- ⑥ 家賃の他に負担していただく費用があります。
 - ア) 部屋内の電気、ガス及び水道の使用料金
 - イ) 共益費（入居者の皆さんで組織する自治会で徴収し、運用されます。）
 - ・外灯、階段、廊下などの屋内共同灯、エレベーター、ポンプ、集会所（室）、浄化槽、その他の共同施設の使用維持に要する電気料金
 - ・住宅の共同水栓、集会所（室）、浄化槽その他共同で使用する施設の水道・ガス料金
 - ・し尿浄化槽の消毒及び掃除等の維持管理に要する汚水処理費
- ⑦ 募集住宅は、変更することがあります。
- ⑧ 同一住宅に申込者が重複した場合は、住宅ごとに抽選を行います。
- ⑨ 敷金は、家賃の3か月分で、入居手続きの際に納付していただきます。
- ⑩ 入居に際し、連帯保証人が1人必要です。（連帯保証人の印鑑証明書及び収入を証明する書類が必要です。）なお、連帯保証人の収入は入居者と同程度以上である必要があります。

- ⑪ 家賃・駐車場使用料は、毎月末日までに納入しなければなりません。
家賃等を滞納されますと、連帯保証人への滞納家賃等の支払い請求や、入居名義人への支払命令の申し立て、差押え、住宅の明渡し請求等の法的措置をとることになります。
- ⑫ 公営住宅の場合は、入居後3年を経過した世帯で、収入基準を超過した場合は、住宅の明渡し努力義務が生じ、収入の超過割合及び収入超過者となってからの期間に応じて家賃の割増率が定められ、収入超過者である限り毎年家賃が上昇し、遅くとも5年目から最高額の家賃となります。また、5年を経過した世帯で、高額所得者と認定された場合は、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。

★ 次のような場合は、申込みができません。

- ① 申込み資格が1つでも欠ける場合
② 世帯を不自然に分割及び統合している場合
*夫婦又は、親子を主体とした家族でないと申込みできません。(単身入居の資格は6ページに定めています。)

★ 次のような場合は申し込まれても無効となります。

- ① 申込整理票・入居申込書などに不正な記載があったとき
② 複数の住宅へ申込みをしたとき

★ 次のような方は、申し込まれても入居できません。

- ① 入居のとき、申込書に記載のある世帯全員が入居可能日から15日以内に入居できない方。ただし、婚約者との申込みの場合は入居可能日から3か月以内に婚約者が申込者と婚姻し入居できない方。
② 申込み後、同居親族の変更(出生・死亡の場合を除く)があった方。婚約の変更の場合も同じです。
婚姻後1か月以内に婚姻を証明するもの(戸籍謄本・婚姻届受理証明書・住民票等)を提出していただきます。
③ 市営住宅請書(連帯保証人1人の印鑑証明書・収入を証明する書類が必要)の提出及び敷金の納付が指定日までに完了しない方。

※やむを得ない事情により連帯保証人(1人)の確保が困難な場合は、個別にご相談ください。

★ 次のような場合は入居許可を取り消し、退去していただきます。

- ① 不正な行為によって入居したとき
② 家賃を3か月以上滞納したとき
③ 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
④ 住宅又は共同施設を故意に毀損したとき
⑤ 犬・猫・鳥などの動物を飼っているとき
⑥ 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしているとき

9. 選考方法

1つの募集住宅に対し申込者が複数いる場合は、公開で抽選を行い、住宅毎に入居候補者及び補欠者を決定します。

※応募のなかった住宅は、今回の募集に申し込まれた方を優先して随時募集の申込受付を行います。

申込者を下表の優先的な選考を行う対象者の要件に分け、要件が1つの場合は当選確率が2倍、要件が2つ以上の場合には当選確率を3倍になるよう抽選します。

当選確率の事例

- ・ 0歳から18歳に達する年度の子が2人居る世帯（子育て世帯） 当選確率2倍
- ・ 0歳から18歳に達する年度の子が3人以上居る世帯（子育て世帯・多子世帯） 当選確率3倍
- ・ 母または父のみで0歳から18歳に達する年度の子が居る世帯（ひとり親世帯・子育て世帯） 当選確率3倍
- ・ 60歳以上の方のみ世帯（高齢者世帯） 当選確率2倍
- ・ 60歳以上の方のみで身体障害者手帳1～4級をお持ちの世帯（高齢者世帯・心身障害者世帯） 当選確率3倍

組別	分類基準
ひとり親世帯	配偶者《内縁の夫・妻及び婚約者を含む》のない方で、現に20歳未満の子を扶養している世帯
高齢者世帯	60歳以上の方のみの世帯
心身障害者世帯等	入居者又は同居しようとする親族が次のいずれかに該当する方からなる世帯 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ・ 恩給法の特別項症～第6項症又は第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・ 1級又は2級の精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方又は同程度と認められる知的障害者（最重度Ⓐ、重度A、中度Ⓑ）の方
子育て世帯	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と同居している世帯
多子世帯	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が3人以上いる世帯
若年世帯	入居者及び配偶者で構成される世帯でいずれかが40歳未満の世帯
原爆被爆者世帯	入居者又は同居しようとする親族が、原爆被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により国の認定を受け、医療特別手当、特別手当又は健康管理手当を受けている方の世帯
中国残留邦人等世帯	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律平成6年法律第30号第2条第1項各号の規定に該当される方の世帯
引揚者世帯	入居者又は同居しようとする親族が、海外から引き揚げて5年を経過していない方の世帯

組別	分類基準
炭鉱離職者世帯	入居者又は同居しようとする親族が、炭鉱離職者手帳の発給を受けた方で雇用促進事業団が貸与する移転就職者用宿舎に現に入居している、又は入居したことがない方で広域就職活動にかかる公共職業安定所の紹介により就職し、かつ当該就職後2年を経過していない方の世帯
ハンセン病療養所入所者世帯	申込者又は同居する親族が、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条各号に規定するハンセン病院療養所入所者等である世帯
DV被害者世帯	① 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者の世帯 ② 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者の世帯
犯罪被害者世帯	① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者の世帯 ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われた為に当該住宅に居住し続けることが困難となった者の世帯
ホームレス世帯	ホームレス自立支援センター等の自立支援施設で支援を受け、就労又は生活保護の受給等により自立して生活することが可能となった者の世帯
雇用促進住宅入居者世帯	雇用促進住宅の廃止に伴い、雇用促進住宅の退去を余儀なくされている世帯
シックハウス症候群患者の方がいる世帯	住宅における化学物質を原因とするシックハウス症候群患者であって、現在の居住地から転居することが健康上有効と診断された者の世帯

10. 抽選会における注意事項

- 1 抽選会への出欠が、市営住宅の当落に影響することはありません。
- 2 体調がすぐれない方は、出席をご遠慮ください。
- 3 今回の募集にお申込みの方を優先して随時募集の申込受付を行いますので、ご検討ください。
(随時募集のお申込みについては、抽選結果通知はがきでお知らせします。)

市営住宅入居希望のみなさまへ

尾道市市営住宅の入居申込み等に関する質問や入居申込書類は、下記の

「堀田・誠和共同企業体 市営住宅管理センター」へ

お問い合わせ、提出（郵送可）をしてください。

入居に関するお問い合わせ先

尾道市新浜一丁目14-11

堀田・誠和共同企業体 市営住宅管理センター

[受付時間] 8:30～17:30

平日(土・日・祝を除く。)

[電話] (0848) 21-1266

※定期募集受付期間中(2/17～2/19)は18:30まで

